

文教委員會議録第十六号

昭和三十三年四月四日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 長谷川 保君

理事 赤城 宗徳君 理事 高村 坂彦君

理事 坂田 道太君 理事 竹尾 式君

理事 米田 吉盛君 理事 河野 正君

理事 佐藤 次郎君

杉浦 武雄君 田中 久雄君

永山 忠則君 山口 好一君

木下 哲君 小牧 次生君

高津 正道君 辻原 弘市君

野原 覺君 平田 ヒデ君

小林 信一君

出席政府委員

検事(刑事局長) 井本 臺吉君

外務政務次官 井上 清一君

外務事務官(アメリカ局長) 千葉 皓君

文務政務次官 稲葉 修君

文部事務官(大) 緒方 信一君

文部事務官(小) 福田 繁君

文部事務官(大) 福田 繁君

文部事務官(小) 福田 繁君

文部事務官(大) 福田 繁君

文部事務官(小) 福田 繁君

文部事務官(大) 福田 繁君

文部事務官(小) 福田 繁君

文部事務官(大) 福田 繁君

文部事務官(小) 福田 繁君

文部事務官(大) 福田 繁君

文部事務官(小) 福田 繁君

文部事務官(大) 福田 繁君

文部事務官(小) 福田 繁君

文部事務官(大) 福田 繁君

文部事務官(小) 福田 繁君

文部事務官(大) 福田 繁君

文部事務官(小) 福田 繁君

文部事務官(大) 福田 繁君

文部事務官(小) 福田 繁君

で委員に選任された。

同日四日

委員柳田秀一君辞任につき、その補欠として野原覺君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案(赤城宗徳君外七名提出、衆法第二二号)

学校教育社会教育及び學術に関する件

○長谷川委員長 これより會議を開きます。

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案を議題とし、まず提出者より趣旨説明を聴取いたします。赤城宗徳君。

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案

ける農業又は水産に係る産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第三条の三の規定に基

き、国立又は公立の高等学校において農業又は水産に係る産業教育に従事する教員に対して支給する産業教育手当に必要事項を規定するものとする。

(定義) 第二条 この法律において「教員」とは、教諭、助教諭又は常時勤務に服することを要する講師をいう。

(国立高等学校の教員の産業教育手当)

第三条 農業又は水産に関する課程を置く国立の高等学校の教員で高等学校の農業若しくは農業実習又は水産若しくは水産実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)附則第二項及び教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)附則第二項から第四項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産又は水産実習を担任する教諭又は講師の職にあることができる者を含む)が、当該農業又は水産に関する課程において、実習を伴う農業又は水産に関する科目を主として担任する場合に、その者に対し、その者の俸給月額額の百分の十に相当する額をこえない

い範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 前項の産業教育手当に必要事項は、文部大臣が定める。この場合においては、文部大臣は、人事院の意見をきかなければならない。

(公立高等学校の教員の産業教育手当)

第四条 公立の高等学校の教員の産業教育手当は、前条の規定による国立の高等学校の教員の産業教育手当を基準として定めるものとする。

附則

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算し、昭和三十三年四月一日から適用する。

(地方自治法の一部改正) 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四十二条第二項中「新炭手当」の下に、「産業教育手当」を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正) 3 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「給料その他の給与」の下に「及び産業教育手当」を加える。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

4 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び新炭手当」を「新炭手当及び産業教育手当」に改める。

正)

○赤城委員 ただいま議題となりました農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案につき、その立案の趣旨を御説明申し上げますとともに、内容の概略について御説明申し上げます。

産業教育の振興につきましては、さきに産業教育振興法の制定以来見るべきものがありますことはすでに御承知の通りであります。同法に基く国庫補助金により特に産業教育関係の高等学校の施設、設備が充実されつつあることは、御同慶の至りであります。しかしながら、教育の振興は、施設設備など物的な面の充実のみでは達成できないのであります。教員に優秀な人材を得ることがぜひとも必要なのであります。しかも、産業教育におきましては、その勤務の特殊性から見まして、その資格、定員、待遇等につき特別の措置を講ずる必要があるものであります。

産業教育振興法におきましては、特にこのような観点から第三条の三において「産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教

育振興法におきましては、特にこのような観点から第三条の三において「産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教

育振興法におきましては、特にこのような観点から第三条の三において「産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教

育振興法におきましては、特にこのような観点から第三条の三において「産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教

育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない」と規定しているものであります。ところが、教育職員免許法で資格についての若干の配慮がなされたのみで、待遇については、今まで何らの措置もとられなかったのであります。

そこで、本案は、この規定に基き、農業及び水産関係の教員の待遇について特別の措置を講じようとするものであります。

従来、農業、水産に関する教育は、第一次産業に直結するきわめて重要なものであるにもかかわらず仕事がいみじみであるため、とかく敬遠されがちであり、さらにその勤務の内容は、自然的条件に支配されやすく、かつ、生物を相手とするものでありまして、時間を超越し、寸時もゆるがせにできない性質のものであります。たとえば、高等学校の農業科の教員は、農場、畜舎等において作物、家畜など、生命を持つものの栽培や飼育等を担当し、その管理の責任から寸時も解放されることはないものであり、さらに、生徒の教育に際しましては、これらの栽培や飼育の実習等、他の一般の教科よりも極度に困難な実習を伴うものであります。

また、水産科の教員は、生徒の教育のほか、実習船、和船、カッターを始め海中に設置した漁具、水中に養殖中の生物、製造工場の管理等特に困難かつ複雑さを伴う業務に当らなければならぬ責務を有するものであります。従って、これらの責務から生ずる早朝、夜間の作業、天候異常、疾病等に應ずる細心の周到を要する適時適切な措置などその勤務は、全く特殊なものでありまして、これらの勤務に服する者

に対しては、当然特別措置を講ずる必要があると考えられるのであります。そこで本案は、これらの教員に対して、産業教育手当を支給することとした次第でございます。

次に本案の概略を御説明申し上げます。

まず、産業教育手当を支給する者の範囲は、産業教育に従事する者のうち、高等学校において農業教育と水産教育に従事する者に限定しております。すなわち、農業または水産に関する課程を置く国立及び公立の高等学校の農業、農業実習、水産または水産実習の教諭または助教諭の免許状を有する者または法令により免許状を有しないでも当該教科を担当し得る者が農業または水産に関する課程において、実習を伴う農業または水産に関する科目を主として担任する教諭、助教諭及び常勤講師に産業教育手当が支給されるわけであります。

ここで支給の対象を農業と水産関係に限定したのは、さきに述べましたように他の産業教育の勤務と比較いたしまして著しく特殊なものであります。また、まずその必要性を感じておりますのでこれを取り上げた次第であります。また、農業、水産関係のうちでも特に高等学校の教員のみ産業教育手当を支給することとしたのは、これは、高等学校の産業教育が特に実務者養成の中核として、実習に多くの時間を費やしていることにかんがみましてこれを取り上げたわけであります。なお、本案の立案に際しましては、実習助手を対象とすべきかいなかについて考慮いたしましたのでありますが、実習助手は、責任の度合も低く、資格も明確

でありませんので、この際は、一応支給の対象からはずした次第であります。

次に産業教育手当の支給の額並びに方法であります。国立の学校の教員につきましては、俸給月額額の百分の十の範囲内で、文部大臣が人事院の意見を聞いて定めることになっておりますが、この場合俸給月額に一定率を乗じた金額を月額で支給することを予想いたしております。

公立の学校の教員につきましては、地方公共団体の条例で定めるところにより、産業教育手当が支給されるのであります。また、国立の高等学校の教員の産業教育手当を基準として定めることとしたしております。

なおこの法律は、昭和三十三年四月一日にさかのぼって適用することとし、本年の四月分から産業教育手当を支給できるようにいたしております。

以上、はなはだ簡単でございますが、提案理由の説明を申し上げます。何とぞ、御審議の上すみやかに御可決下さいませうお願いいたします。

○長谷川委員長 本案に対する質疑は追って行うことといたします。

○長谷川委員長 次に、文政行政に関する質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次これを許します。野原君。

○野原委員 私は、先週この文教委員会会場で稲垣政府委員に対して、このたび、たしか先月であったかと思いますが、三月の二十六、七日都留一橋大学教授がアメリカの国会に喚問をされております。そのことが意外に各方面に波紋を描いて参っておりますか

ら、新聞の記事だけで質問いたすことはどうかとも考えられますので、外務省としてはすみやかに真相を調査していただきたい、このことを要請いたしておるのであります。外務当局としては、都留教授がアメリカの国会に喚問をせられたその真相をどのように把握しておるか、御発表願いたいと思っております。

○千葉(晴)政府委員 お答え申し上げます。この事件につきましては、在米大使館からその後報告が参っております。その報告によりますと、都留教授は、先月の十六日に米国上院司法委員会国内治安小委員会に出席するよう喚問状による出席命令を受けまして、二十六日、二十七日の両日出頭して証言をいたしましたのであります。委員側の質問は、主として都留教授がかつてアメリカに留学していた時代から始まりましたアメリカ人のいろいろな交友関係について行われました。それにつきまして、都留教授が自分の個人的な立場、あるいは個人的なそういう交友について説明をいたしましたものでございまして、そういう報告が参っております。

○野原委員 そういたしますと、アメリカ上院の国内治安小委員会へ喚問されて、都留教授がその喚問にこたえたのは、かつて都留さんがアメリカに留学時代、これはハーバード大学じゃないかと思いますが、アメリカ留学時代の個人的な交友関係を申されましたが、それだけでいいんですか。それ以外に都留教授は証言をしていないかどうか、お尋ねします。

○千葉(晴)政府委員 その後終戦後におきまして、都留教授は当時米軍司令

部に勤務しておられたようでありますが、その時分における同人の活動についても質問が行われたようであります。

○野原委員 そこで、実は私が国会でこの問題を取り上げますのは、少くとも私個人は、それが赤狩に関する問題であつたから、あるいは他に個人的ないろいろな影響を与えておるからというわけで取り上げているのではありません。実は都留さんは御承知のように日本人である。日本の公務員であります。日本人であり、日本の公務員がアメリカの国会に喚問をされるという場合に、一体都留さんの場合はアメリカの国内法が適用されるのか、それとも日本の公務員である限りは日本の国内法が適用されるのか、いろいろ問題があらうと思う。その辺に対して、外務省としてはどういう見解を持っておりますか、お尋ねいたします。

○井上(清)政府委員 都留教授がアメリカの議会の上院司法委員会国内治安小委員会から三月十六日召喚を受け、同教授は右召喚に応じまして、三月二十六日、二十七日の両日証言を行なつたのであります。ただいま、外国の領土内にある外国人は召喚を受けてそれに応ずる義務があるかないか、こういう御質問であつたようでありますが、米領土内にあります外国人は、法権からの免除を受けているのでない限り、すなわち治外法権を有する者でない限りにおきましては、純法律論におきましては、一般的に言つてこの召喚に應ずるを得ないと思つております。調査をいたしておりますが、一般論としては今申し上げました通りでございます。

ます。しかし、今回のように外国人、特に外国の公務員の場合におきましては、任意に出頭いたしました証言するならば別でありませうけれども、本國の政府の了解を求めることなく、國政調査上の証言を徴することは、きわめて異例のように考える次第でございます。つまり外交慣例なりあるいはまた國際礼讓から申しまして、異例に属することのように私どもは考えております。

○野原委員 そういたしますと、政務次官にお尋ねいたしますが、アメリカの国会が都留教授に証言を求めておりますが、この証言というものは——日本の国会でも国会法の規定に基いて証人喚問ができますが、その証人喚問をする場合に、日本の場合は、いわゆる証人と参考人と二つ区別してある、だから証人として喚問をする場合には、正当の理由なくしてこれを拒否するならば罰則が適用されることになっておる。ところがこの都留教授がアメリカの国会に呼ばれたのは、いわゆる参考人としての証言を要求されておるのか、それとも罰則の適用のある罰則の裏づけのある証言を要求されておるのか、その辺はどうなっておるかお尋ねします。

○井上(清)政府委員 罰則の適用のあります証人として召喚を受けたのでございませう。

○野原委員 そうなりますと、都留教授は、あなたの先ほどの御説明によれば、アメリカの許可を受けて入国した、アメリカに就いては外国人です。許可を得て入国した外国人の法的地位というものは、先ほど政務次官は、たとえば外交官、治外法権を有す

る者ということを言われましたが、その治外法権を有しない者は、国会から喚問をされると、罰則の裏づけがあるわけですから、証言を拒否することができない、その辺をどうに把握しておられるか、お尋ねします。

○井上(清)政府委員 アメリカにおきまして外国人が国会に対して召喚を求められ、証言を求められまして召喚をおきましては、一般論としては拒否できないと私どもは考えております。

○野原委員 実は先般も稲葉政府委員が見えて答弁され、あなたが答弁されたことにも私の了解に苦しむ点がある。都留教授が任意に出頭したのだ、任意に証言をしたのだと、任意という言葉をお使いになったのだ、一般として拒否することのできない証言があるのですから、拒否すれば罰則の適用を受けるのですから、これは任意でない、強制です。だから証言拒否の自由というものは、都留教授にはなかったと思うが、一体これは証言を拒否しようと思えば拒否できた状態にあったのか、その辺を明確に承わりたいのであります。

○井上(清)政府委員 進んで証言をしたかどうかということ、これはまた事実問題として別といたしまして、決して都留教授は任意に進んで出頭したわけではなしに、召喚に応じて出頭したわけでございます。

○野原委員 そういたしますと、証言を拒否することはできなかったわけですか。私どもが常識的に考えますと、なぜ証言を拒否しなかったのか、都留さんにも似合ふぬ、こういう声が識者の間に高い。都留さんらしくないことを

をやるなという声が高い。証言拒否ができなかったのかどうか、拒否しようと思えばできたのかというのを尋ねたいのであります。

○井上(清)政府委員 喚問状の文面から見ますと、証言を拒否するということとはちよつと私は困難ではないか、かように考えております。

○野原委員 そうすると、証言拒否の自由はなかったということがここで明らかになったのであります。そうなる

と、問題はますます複雑化してくると思ふ。先ほど治外法権ということがございまして、これはこの外交上の、國際法上の、これはおそらく國際慣習法にならうかと思ひますが、原則論で二、三お聞きをしておきたいと思ひます。

が、許可を得て入国した外国人の法的地位についてお尋ねしたいのであります。つまりその國の許可を得てその國に入つてきた外国人というものは、どういふ法的地位が与えられておるのか。法的地位というものは、つまり法的権限、あるいは法的義務の問題です。ね。私どもの常識によれば、外交官というものは治外法権という事になります。それから軍隊を構成するところの軍隊構成員、軍人あるいはその軍人の家族というものは治外法権になつておると思うが、一体公務員の場合はその法的地位はどういうことになりませうか。公務員は何らその權利、義務については、そういった治外法権的なものはないのかという事をお聞きしたいのであります。

○井上(清)政府委員 國際法上、入国いたしました外国人は、治外法権を有せざる限りにおいては、國內法における内國人と同様の取扱ひを受けること

に相なつております。ただ、軍人だけは、從來國際慣行上取扱ひはやや異なつておるということでありませう。

○野原委員 治外法権を有する者は、國際慣習法上どういふ人、どういふ範圍に限定されておりますか。

○千葉(皓)政府委員 お答え申し上げます。通常治外法権を有する者として考えますのは、外交官及び領事官であります。

○野原委員 つまり広い意味の外交官だ、こういうことになるかと思ふ。元首は別でしょうね、あるいはそういうものも入るのではないかと思ふのですが、軍人の場合は特例で規定されるのだ、こういう政務次官の御見解のようでございます。

そこでお尋ねしますが、そういったしますと、公務員は何ら治外法権的なものはない、治外法権を厳密な意味で申し上げますと誤解を与えますが、公務員としての、そういった特殊な地位に立つ法的な權利義務の状態はどういうことになりませうか。

○井上(清)政府委員 先ほどちよつと申し上げるのを私落しましたが、公務員でありましようとなら公務員でございまいましようとも、入国いたしました外国人の取扱ひについては、別に異なることとはございませう。

○野原委員 そうなりますと、入国した外国人——都留教授の例をとりますと、都留さんはアメリカの許可を得てアメリカに入国したのです。そうすると、都留さんはアメリカ國內法の適用を受けると思ふ。同時に日本人です。日本の公務員であるから、日本の國內法の適用も受けようと思ふ。その關係はどういうことになるのか、お尋ねし

ます。

○井上(清)政府委員 都留教授は、ただいま御意見がございましたように、アメリカに参りましたとたんにアメリカの國內法の適用を受けますと同時に、日本人でございまして、日本の國內法の適用もあるわけでございます。

○野原委員 そういたしますと、教育公務員である都留さんは、一橋大学の教授でございますから、國家公務員法の適用を受けるかと思ふのです。

そこで、私は國家公務員法に基いて外務並びに文部兩當局にお尋ねいたしますが、國家公務員法の第百条に、職員が証言する場合の規定が書いてあります。第百条には「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らすことはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」そしてその第二項に「法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表するには、所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相當する官職の所轄庁の長)の許可を要する。」と

あつて、所轄庁の長の許可なしに職務上の秘密にわたることの証言ができないう、こういう規定がありますから、当然この規定を都留さんは受けることにならうと思ふ。

そこで文部政務次官にお尋ねいたしますが、都留さんはアメリカ國會に十六日呼び出を受けて、証言が二十六、七日、十日間の期間があつたわけですが、一体都留さんの監督官庁は、國立大學の場合、文部大臣なのか、一橋大學の学長であるのか、その辺を文部省はどういう考え方を持っておるか、まずその点からお聞きしたい。

○稲葉政府委員 任命権は文部大臣です。監督権も文部大臣が持っているわけですが、大学の自治の原則から、任免につきましては一橋大学の教授会の議決によって文部大臣が任命したり罷免したりすることになるわけであります。

○野原委員 そういたしますと、一次的には一橋大学の学長、二次的には文部大臣。これらの本部長官と申しますか、監督官庁に対して都留教授から何らかの連絡がございましたか。

○稲葉政府委員 ございません。

○野原委員 何ら連絡がなかったという事でございしますが、その連絡のなかったことに対して、文部省としてはどういう所見を持っておるか、お聞きしたいのであります。

○稲葉政府委員 都留教授の証言内容いかんによることとございします。都留教授の証言が、何らの連絡なしに、教授としての職務上知り得た秘密を証言したとするならば、これはいけませんけれども、今まで知り得たところでは、都留教授の職務上の秘密については、証言したことはないようでございます。その中で、本部長官の許可なくして国家公務員法に違反した証言をなしたというふうには思っておりません。

○野原委員 政務次官にお尋ねしますが、そうすると、都留教授がアメリカの国会で証言したその証言内容が、職務上知り得た秘密に属しないとあなたは断言をされますが、あなたは証言内容をしきりに検討されて断言しておるかどうか、文部当局はその証言を文書が何かで手に入れて検討をしてそういうことをおっしゃっておるのかどうかをお聞きしたい。

○稲葉政府委員 昨日アメリカ大使館から証言内容の速記録が来まして、それをまだしきりに検討いたしてはおりませんが、一応検討いたした結果は、証言内容は職務上の秘密を証言していないというふうに認めておる次第でございます。

○野原委員 証言内容の速記録を検討されたというので、外務当局としては、その一問一答の証言内容の速記録が来ておるわけですか、お尋ねします。

○千葉(皓)政府委員 お答え申し上げます。昨日在米大使館から参りました、文部当局と検討いたしております。

○野原委員 それはアメリカの国会が取った速記録に基いたものか、それともこういうことを証言したというので、大使館がその証言を概括的に、説明的に記載したものであるのかどうかをお聞きしたいのであります。

○千葉(皓)政府委員 その当該の小委員会そのものの公式の記録でございます。

○野原委員 その速記録を他日私どもにもお見せ願いたいと思うが、それはできないかどうか。

○井上(清)政府委員 アメリカの上院の公聴会でなされたものでございしますので、公表してさしつかえございません。

○野原委員 そういたしますと、私もその速記録を拝見いたしました。稲葉政務次官の答弁が果して妥当であるかどうかをそのときにまた申し上げたいと思う。そこで政務次官に重ねてお尋ねいたしますが、あなたの判断によれば、幸

いにして職務上知り得た秘密を証言していない、そういう結果になったという事でありますが、もしかりに職務上知り得た秘密を証言をした場合には、どういう問題があるか。

○田中(明)委員 国家公務員が、国家公務員法百条——今御指摘の百条二項だと思ひますが、職務上の秘密に関する事項を發表いたしますには、御指摘の通り、所轄庁の長の許可が必要でございします。それで、果して本件が職務上の秘密であるかどうか検討してから云々というお話でございしますが、かりに職務上の秘密といたしましても、百条二項には該当しないのではないかと私は思ひます。と申しますのは、この百

条二項の「法令による証人、鑑定人」この法令と申しますのは、日本の国内法をさしておるものである。純粹の法律論を申し上げれば、日本の国内法をさすというふうには解せられますので、外国の法令による証人、鑑定人は該当しないのではないかとこのように考えられます。

○野原委員 田中さん、あなたは重要な発言をするが、国内法による証人、鑑定人の場合だけが監督官庁の許可を要するのであって、外国に行つて公務員が証言する場合には、監督官庁の許可は要らない、勝手なことを言うてもいいんだ、これはとてもないことだ。国家的な機密に属する事項を公務員がしゃべられたらどうする。そういう解釈は、とてもない解釈だ。

これは刑事局長にお尋ねいたしますが、文部省のような解釈をとると、外国では勝手なことをしゃべつてもいいのだということになるが、どういふ見解を持っているか、お尋ねします。

○井本政府委員 国家公務員が職務上の秘密を漏らした場合には、国家公務員法百条に触れるわけでありまして、この百条の罰則規定は、同法の百九条に書いてあるわけでございします。従つて、日本の国で国家公務員が秘密を守らなかつたというふうなことがありまして、この法律に触れるわけでありまして、アメリカにおきまして秘密を守らなかつたという場合におきましては、これは行政上のいろいろな懲罰を受けるという事はあり得ると思ひますが、刑法上の罰則規定、これに触れるかどうかという事は相当疑問がございまして、私は消極に考えております。

○野原委員 この点は、そのように思われるとか田中さんは言われてはいるが、それから刑事局長は、あなたは法務省のこゝろに對する——理論的な學說上の見解の代表者でありませぬが、あなたは一応やはり權威を持たれる人なんです。それが、思われるとかなんとか言うて、そういうことは一体どういふことなんですか、あなた自身もあいまいであることを表現している私は受け取るのであるが、あなたは外国で公務員は何でもしゃべつてよい、この国家公務員法の第百条は国内における公務員の証言だけだと断言されますか、それを明確に述べてもらいたい。

○井本政府委員 ただいま申し上げましたように、行政上の監督を受けておりますので、懲戒その他の問題は起きますが、刑法上の罰則規定の適用はございしません。

○野原委員 そうなると、刑事局長に重ねてお尋ねいたしますが、よしんば職務上の秘密に属する事項であらうと

も、外国である限り、その公務員は監督官庁に相談すべきでもないし、いんや許可を求めるべきものでもない、こういう解釈も法律上は成り立つるかと思うが、あなたはその解釈を御支持になられますか。速記録に残ることですから……

○井本政府委員 私が申し上げますのは、日本の裁判所が刑罰を適用するかどうかという点だけに限つて申し上げますので、本人の行政上の責任につきましては、何らさような結論が出るのではないのでありまして、公務員はあくまでも秘密を守らなければならぬと私は考へております。

○野原委員 そういたしますと、国内であらうと、国外であらうと、公務員はいわゆる公務員としての地位に立つ、機密というものは守らなければならぬ、これは私も同感なんです。だから、そういう意味で当然監督官庁の許可を求めるべきだ。ところが、それを都留教授の場合には、どういふわけか求められていない。これは関口泰さんの新聞報道によりますと、ハーバード大学に相談した。それからもう一つは、日米交換教授の何か委員会があるようでございますが、その日米交換教授委員会とハーバード大学に相談して、弁護士同道で二十六日に国会の証言台に立つた、こういうことなんです。このことを刑事局長はどうお考えになるか。これは、監督官庁に当然何らかの了解なり、あるいは許可なりを求むべきではなかつたかと、あなたは刑事局長の立場でお考えになりませんかどうか。

○井本政府委員 私は刑罰に触れるかどうかという点に關しまして、私の

所管事務を扱っておりますので、行政官庁の監督上の点につきましては、私どもの所管外でございますから、私は御答弁を遠慮申し上げた方が適当じやないかと思ひます。

○野原委員 あなたに似合ふ御遠慮深いことです。あなたがそう御遠慮されるならば、私は何も遠慮する人からものを聞こうとは思ひません。ただ刑事局長、考えていただきたいのは、国家公務員法の百条は、御承知のように、この百条に違反すれば百九条では罰則を規定しております。そこで、その罰則を適用するに当っては、異議があれば裁判所の問題になります。そこで私は重ねてお尋ねしますが、本人が職務上の秘密に属しないと判断しても、職務上の秘密に属するか属しないかという判断は本人もやるのでしょうか、同時に監督官庁もやるのでしょうか、本来その職務上の秘密に属するとか属しないかという最終判断は、百条の規定からいへば、監督官庁ではなからうかと思う。それは、監督官庁がその判断した上でないとするわけですから、最終の判断は本人か、監督官庁か、それはどういふことでしょうか。刑事局長に重ねてお伺ひいたします。

○井本政府委員 まことに恐縮でございますが、私は先ほど来申し上げましたように、国家公務員法の百条の罰則が、アメリカにおける日本人にまで適用があるかどうかという点については疑問を持っております。外務公務員法のように、外務公務員が国外で秘密を漏らせば、直ちに日本に帰れば日本の法に触れるという規定がはっきりあるものでありますが、国家公務員法

につきましても、同じような規定もございせんし、また刑法もしくは刑法施行法には、特別に国外において犯しました日本人についての罰則規定が書いてあるのでもございますが、これにつきましても、明文がございせんので、刑法の適用につきましても多少疑問があるということをお願いしたものでございまして、ただいまの秘密をしゃべつていいかどうかという点の判断につきましても、もちろん第一義的には本人が判断するでございまして、刑罰問題になりますれば、最終的には裁判所が判断するというのが当然であると考へております。

○野原委員 そういたしますと、稲葉さん、その監督官庁に何も話がなかった。そうすると、結果的には職務上の秘密をしゃべつていなかつたから問題にはなりませんが、もししゃべられた事態が起つて参りますと、あなたの方はその御本人に対して差しとめる機会を失うことになる。職務上の秘密に属することをしゃべつてはならぬ、こう発言する機会すら失うことになる。この点はきわめて遺憾なことじやないかと私は思うが、文部省はどう考へるか。

○稲葉政府委員 都留さんも一流の学者であり、十分その点の常識も持つていらっしゃる方でありまして、証言内容が職務上の秘密にわたらないという点については、十分注意深くやっておられたことだらうと思ひました。しかも速記録を一応見ましたところによりますと、職務上の秘密について証言をしておられるのはありませんから、あらかじめ監督官庁の本属長官の

許可を得て召喚に応じなかつたといひましたも、その点は都留教授が軽率ではなかつたか、あるいは手落ちがあつたのではないかとこのうふうふには思ひません。

○野原委員 そういたしますと、あなたの所管の教育公務員、これは大学の先生にならうと思ひますが、これが証言台に立つ、あるいは裁判所の鑑定人として証言に立つというふうな場合には、何ら文部省に連絡しなくてもかまいませんね。何も連絡しなくても、結果的にそれが職務上の秘密にわたつていなければいいのであつて、もしその人が裁判所に行つて——これは刑事訴訟法にも、民事訴訟法にも、国家公務員法の百条と同じ内容の規定があるわけですから、そういうことをやられた場合には、文部省はしゃべられたあとで、お前はなぜ事前に連絡をしなかつたかとおしかりはいたしませんね。しゃべられてもかまわぬということになりすか。それは判断の機会があつた方には与えられない。これはどうなりすか。

○稲葉政府委員 尋問の内容が職務上の秘密にわたるような場合には、証言を拒否する自由もあるわけでありまして、あらかじめあらゆる場合にどういふ証言内容になるのか予想はできないわけでありまして、証言台に立つて、その尋問の内容によつて、これは職務上の秘密にわたるといふことになれば、許可を得ましてからやりますから、拒否すればいいのであります。そういう常識は、十分われわれの監督下にある教官はお持ちになつてゐると信じております。

○野原委員 これは稲葉さん、どうして監督しますか。何も連絡はないのですよ。国内においても、国外においても、教育公務員が証言する場合に、あなたに連絡がなくてもかまわぬのですか。結果的にはそれが職務上の秘密にわたらなければいいのか、あなたの方の監督官庁というのは、その証言に対して監督のチャンスは何もないのです。それでもいいのか、これは大事な点です。あなたはそれでもいいという点になつたら、また次の文教委員会でも前言取り消しということになりますよ。これは、慎重な研究を要するならば、大へんなことになる。そういう判断の機会を与えられなくてもよいのか、こういうわけですか。

○稲葉政府委員 私の今申し上げましたのは、純法律理論としてはその通りだと申しますが、実際上の場合には、あらかじめ召喚されているからという連絡があつたり、そういうことはあり得ることと思ひます。またそれが場合によつては適當なこともありまして、う。けれども純粋に法律論としては、この規定の解釈上、あらかじめ監督官庁に連絡していかなくては監督の機会を失うじやないかということにはならないと思ひます。

○野原委員 純法律論と實際論をどういふところでどういふ使い分をされるのか私は知りません。しかし、これは非常に問題のあることです。都留教授の場合、私も都留教授はあまり攻撃したくはありませんけれども、あの人は、外務政務次官の答弁をお聞きしまして、その法的地位はきわめて貧弱なんです。何もない。だから国会に出てこ

いと言われたら出ていかなければならぬ。しかも出ていかなかつた場合には、罰則が適用される。こういう状態に置かれておる都留教授には、同情すべき点が私は多々あると思ひます。あ、いう理性的な大学者でありますから、あの人はそれは相當考へたに違ひない。考へたに違ひないけれども、自分は今ハーバード大学の客員教授でアメリカに来ておるのだから、呼ばれたらどうしても出ていかなければならぬ、いろいろ法律的にも検討した結果、罰則適用ということになれば、事めんどうであるからというので出ていかれた。つまりこれは、都留教授は証言拒否の自由になつたわけですか。

○稲葉政府委員 その可否については、いろいろ批判があるわけなんです。しかしそれにしろ、私はハーバード大学に相談するならば、当然都留さんは、日本の監督官庁に対して、私はこういうわけではある、しかし機密事項にわたつては何ら証言する意思はないということくらの連絡は、大使館なりあるいは領事館なり、在外公館がたくさんあるわけでございますから、その辺を通じて御連絡があつてしかるべき筋合いのものではないか、これは法律的にないとおあなたはおっしゃいますけれども、その点はあなたもあきらかに断言なさらない方がいいのです。この点の法律的な分析解明というものは、もっと慎重に掘り下げてやらなければならぬと思ひます。そこで外務政務次官にお尋ねします。証言拒否の自由がなかつた、いわゆる証言についてのアメリカ合衆国の法典というものの、つまり罰則規定はどうなつておりますか。証言に應じな

ければどういふ罰則が適用されるか。

○井上(清)政府委員 これは一九五〇年のインターナショナル・セキユリテイ・ローという法律がございまして、これにも関係があるのでございますが、今度の召喚の場合の一番有力な法的根拠になりましたのは、第八十一議会の上院決議第三百六十六号第二条でございます。この決議に基くものでございまして、この決議の根拠になっておりますものが、今私が申し上げました一九五〇年のインターナショナル・セキユリテイ・ローという法律でございます。

○野原委員 証言の求めに應じなかつた場合、罰則はどういうことになっておるか。

○井上(清)政府委員 ただいま申し上げました法律にありますが罰則が適用されるわけでありまして、正確にどの程度の罰則であるかというところは、私ちょっとここに材料を持っておりませんので、お答えを差し控えてさせていただきます。

○野原委員 これは私の調べた範囲では、合衆国法典の第九十二条で、一カ月以上十二カ月以内の体刑、それから罰金刑としては百ドルから千ドル以内の罰金刑、そういうふうになっておる。しかし、これはもつと相当な権威者に会つて私も確かめたいと思つて、そうだとするならば、これは都留さんとしましては相当な拘束を受けるわけですか。こういう罰則の裏づけのある召喚を、アメリカの国会が日本の公務員に対しておこなうならば、日本の政府に対しては当然何らかのお話が必要にならぬと思う。それがあつたかなかつたか、あなたの国の公務員、あなたの国の大学教授を、実はアメリカの

○野原委員 私、これは国際法上の問題ではなしに、国際儀礼の問題ではないかと思う。日本の公務員をその国の国会が召喚するに當つて、当然これは、何も了解を求める必要はないにしても、君の国の公務員を必要があつて呼ぶといふこととくらの連絡は、東京にあるアメリカ大使館を通じて外務省に、あるいはそれができなければ、ワシントンの谷さんのところにあつてしかるべきものであらうと思う。国際儀礼としてこれはどうですか。

○井上(清)政府委員 私も御意見の通りに考えます。

○野原委員 そういたしますと、その国際儀礼をアメリカが守っていないことはきわめて遺憾なことです。この遺憾なことに對して外務省は——私はこの点で岸総理大臣の出席を要求したのです。これは失礼だけれども、政務次官としては任に重い御答弁じゃないかと思う。一体どうなさる、アメリカにこういう国際儀礼にそむくようなことをやられて、これはあまりにもばかにしやう方じゃないかと私は思う。常識のない、非礼きわまるやり方だ。いかに日本が戦争に負けた国とはいひながら、今日独立しておるのではありませんか。その日本に對して、公務員を呼ぶ

のに、アメリカの国民を呼ぶかのごとき態度に出るというところは、あなたもお認めになる通り、これは国際儀礼にそむく、非礼きわまるやり方だ。これは遺憾ではないですか。この遺憾なことについてどう対処なさいますか。

○井上(清)政府委員 実は、先ほどもお答え申し上げました通り、アメリカの政府並びに議会からは、あらかじめ何らの連絡もなかつたわけでありまして、都留教授からは、召喚の前日、おそく在米日本大使館を来訪されまして、同人が召喚に應ずるということをして、国内治安小委員会に回答済みであり、そして証言を行う予定であるといふことの御報告があつたわけでありまして、しかし、これは日前のおそくでございましたので、非常に時間的な余裕がございましたが、在米大使館といたしまして、成功したか成功しなかつたかは別といたしまして、相当いろいろその間に立つてあつたし、また何らかの打開の方法を講ずる道もあるいはあつたのではないかといふことを、今になって私も考えておるわけでありまして、ただいまお話ししたように、この都留教授の召喚ということに、今後渡米いたしますわが国人に不安な、しかもまた好ましくない影響を与えようというふうな私どもも考えますので、今後同様なことが再び発生しないように、善処方を、在米大使館を通じて、米政府に對し申し入れをするよう措置をいたしております。

○野原委員 これは、ぜひとも日本の權威のためにやつてもらいたい。こゝういふ非礼は許すことができないと思ふ。

う。これは国と国との力の問題ではない、国と国との儀礼です。ですから、これは政務次官の單なる御答弁に終らせないで、この次の適當な機会に、どういふふうに対処なさつたかお尋ねしたい。今度御承知のように、総理大臣岸さんはアメリカに渡米なさる。何のために行くのかといふことは、まだはっきりと国会には示しませんけれども、大体岸さんの答弁をお聞きしておりますと、基本的に日米の對等な関係、日米の正当な、對等な国際関係というものを樹立するのだ、それが安全保障条約や行政協定の具體的な改訂にはほど遠いとしても、基本的に日米の對等な関係をあらゆる面から検討しなければならぬ、基本的な話し合いをするのだ、こういう意気込みで渡米なさるのをやさきに、こういうことをアメリカからされて、日本の外務省、日本の政府が黙つておるということ、これは、あなたから申されましたように、適當な対処策をぜひとていただききたい。このことを私は要望いたしておきます。

次に、文部当局に對する要望は、これは稲葉さんが御答弁になつた連記録を調査すれば、失礼だけれども、私はやはり問題があると思う。たとえば、都留さんがアメリカで証言した、ハーバート大学時代の個人的交友関係が一つ、もう一つは、アメリカが日本を占領しておつたとき、都留さんの交友関係——アメリカが日本を占領しておつたときは、都留さんはたしか安定本部におつた、総合調整委員長をしておつた。そうすると、どういふところまでが職務上知り得た機密になるのか

という判断は、具体的に検討しなければならぬのでありますけれども、日本のことまで聞かれるということになるわけですか。アメリカのハーバート大学といふことに限定すれば、日本の国としての機密、これはないかもしれない。しかし安定本部におつた時代まで聞かれると出るかもしれない。そういう場合に、あなた方は監督官庁です。監督官庁は働まらぬと思つておられます。重ねて、政務次官に要望しておきます。あなたが認めになつたように、きわめて遺憾なことである。これは一つすみやかにアメリカに對して、この遺憾な措置に對しては抗議という強いものでなくとも、何らかの対処をする必要があらうと思う。その点重ねてお尋ねいたしますが、すみやかになさるかどうかお聞きします。

○井上(清)政府委員 今回のアメリカ側の措置につきましては、私もまことに遺憾に存じております。日米間の国際儀禮の点からも、また日米間の親善というやうな意味からも、こゝうしたことが今後再び起らないように、出先大使館を通じて申し入れをするよう、すでに措置をいたしてあります。

○高津委員 視察のため、あるいはその他の用務を負つて国会議員が向うに参り、アメリカに滞在している場合、アメリカの法律ではやはりこのやうな喚問ができるのかどうか、できる

とお認めになっているかどうかを伺います。

○井上(清)政府委員 お答えを申し上げます。一般的法律論、理屈からだけ申しますと、国会議員といえども、召喚があった場合にはこれに応じなければならぬ義務が出てくると思ひます。しかし、これは国際儀禮の上からいって、さようなことはこれまで例のないことのように私も考えております。

○高津委員 国家と国家の間にはまだ国交が回復していない場合でも、文化交流を盛んにしようとする方から努力している。日米の間でも、文化交流といふことは非常に重視されております。そして文化交流の一部として都留教授が向うに行つておるものを、全くドライといふか、えげつないといふか、ああいふ喚問をするといふことは、井上外務政務次官のお言葉によれば、親善の点からも儀禮の点からも遺憾であるといふのでありますが、これは文化交流の支障になるとお認めになりますかどうか。

○井上(清)政府委員 お答えを申し上げます。都留教授は、ハーバードの客員講師として、アメリカの知的交流委員会から招聘されて渡米をいたしておるのでございますが、渡航の際は、もとより米側から右招聘に應ずるものとして査証を発給されているのでございます。しかし招聘と今回の召喚との間に直接の関連はない、理屈上はそう言い得ると思ひますけれども、同人を喚問して証言させたといふことは、国際儀禮の上からいってまことに遺憾であると思ひますし、今後知的交流というやうな点で、こうした問題を放置して

おきますと、御意見のようないろ支障が出てくるかも知れません。それで、そうしたことをないやうに、アメリカ政府に申し入れの措置をいたしたやうな次第でございます。

○高津委員 喚問状を見ると、喚問を拒否する事由はなかつたように読み取れると言われたのでありますが、その喚問状の文句はどういうやうになつてゐるのでしょうか。

○千葉(晴)政府委員 きわめて大まかな翻訳になると存じますが、法的根拠に基いて、本人は三月二十一日木曜日午前十時、米国上院司法委員会の小委員会に出頭することを命ぜられる。そこにおいて、当該委員会で検討中の事案に関連して証言をすべきである。右に定められたる罰則が適用されるであろう。これは三月十四日付の喚問状でございます。大体そういう意味でございます。

○高津委員 都留教授の証言に基いて何十人もの教授などを調べるといふやうなことが報道されておりますが、それは、アメリカの全く自由でありまして、アメリカの全く自由でありまして、言をいたしましたに、アメリカの赤狩の大きな手伝いをさせられた、こういう結果が生まれるのでありますが、その大きな大学の教授を数千人もこれから調査を始めようとするのに対して、どのようなお考をお持ちでありますか。

○井上(清)政府委員 都留教授の召喚に關しましては、私が先ほど申し上げました通りでございますが、アメリカの問題につきましては、私どもの関知するところではございません。

○長谷川委員長 佐藤観次郎君。

○佐藤(觀)委員 政務次官にお尋ねしますが、交換教授の規定——身分の規定もあるかと思ひますが、どういふふうになつておりますか、説明をしていただきます。

○井上(清)政府委員 都留教授が向うに行かれたのは、アメリカの知的交流委員会から招かれて行かれたわけでありまして、そして日本にも日本の知的交流委員会というのがございます。それを二つあわせて日米知的交流委員会というものがあつたわけでございます。これは米国のコロンビア大学の資金によりまして、日米両国の知識人の交流をはかる目的を持って設置されたものであります。日本の委員会とアメリカの委員会が、先ほど申し上げましたやうにあるわけでございまして、日本側の委員会は高木八尺氏が会長でございます。その他委員が数名おまして、それをもって委員会が構成されておるわけでございます。交流計画を実施する場合に当りましては、招聘側の委員会が旅費及び滞在費を負担する建前になつておると承知いたしております。

○佐藤(觀)委員 もう一度政務次官にお尋ねしますが、アメリカにおいて、日本以外のイギリスとかドイツとかフランスとかの教授がこういうやうなところに喚問された例がありますか。

○井上(清)政府委員 教授についての例は、私もまだ調べておりませんけれども、証人として召喚をされた例は、前にはあるやうでございます。

○佐藤(觀)委員 私たちから考えますと、先ほど野原君の言われましたやうに、現在日本は国連に加入し、一応独立国になつておりますけれども、どうも実際のやられ方があまりひどいのではないかと感じるわけでありまして、そこで稲葉政務次官にお尋ねするのですが、日本の国会が外国の教授を喚問した例があるかどうか、またそういうことがやれるものであるかどうかというのを一つお尋ねいたします。

○稲葉政府委員 そういふ例が今まであつたかどうかはわかりませんが、私の記憶にはありませんけれども、今はつきりなかつたと言はできません。今はよく調査をいたしましてお答えいたします。

○佐藤(觀)委員 今度の場合を考えますと、どうも日本の教授がどういふ立場か、都留君に聞いてみたいといふわけが、都留君に聞いてみたいといふわけが、アメリカの上院の司法委員会へ呼ばれたといふことは、だれが考えてもこれは不当じゃないか。われわれ国際法をよく知りませんからわかりませんが、れども、一体文部省は、こういうやうな都留教授を外国へ出す場合の身分の保障とか何とか、こういうやうなことを講ずるといふやうな監督上の責任をどれだけ持つており、どういふことをやられたか、勝手にやらして、あとは知らないといふやうなことでは、おのづからいかに考えるのですか、そういう点で、大学局長に、どういふことになつておるか、そのところを説明願ひたい。

○稲葉政府委員 これは、都留教授は、日本の国立大学の教授の身分は保有して向うに出張の形で参つております。従ひまして、身分につきましては、国家公務員の身分を保有しておりますので、それに関連いたします保

障、あるいは監督という関係は残つております。

○佐藤(觀)委員 きようは大任がおりますから、いろいろまたあとでいろいろ機会に聞きたいと思ふのですが、日本の教授が外国へ留学するやうな場合には、これは別でございますが、こういうやうな問題が起きて、今後たびたび思想の調査などをやられることになると、非常に重要な問題になつてくると思ふのです。こういう点で、今度の事件で、文部省はどういふ方法で監督をやる意思があるか、これを一ツ稲葉政務次官にお伺ひします。

○稲葉政府委員 文部省としては、大学に對してあまり監督を厳重にしないといふ方針であります。むしろ大学の自主的な判断にまかせるという方針をとつて参つております。このたびの都留教授のこの事件につきましては、純粹に法律的には都留さんに責任はないと思ひます。具体的にいられた行動につきましては、將來にもいろいろあることとございまして、事前にこういう場合には連絡をおとり下さるやうにしたいといふ方針で進みたい、こう思つております。

○佐藤(觀)委員 稲葉政務次官は取り違えておられる。文部省は監督をやれといふのじゃない。少くとも外国へ教授が行かれるときに、身分の問題とか、今度のような場合に、おそらく都留君は、自分が外国に行つておれば心細くすく帰つてくるか、あるいはおそろろな問題があつたかも知れません。これは当人がおらぬからわかりませんが、少くともこういう交換教授で行つたやうな場合、少くとも文部省

1 社会教育、学校教育の重要性和現代におけるテレビジョン放送の教

育的利用の緊要性にかんがみ、この際、教育専門のテレビジョン局を設置することはもちろん必要であるが、中央と地方、都市と農山漁村を通じて教育の機会均等を図るため、全国的な教育テレビジョン放送網が確保されるよう考慮されたい。

2 教育専門のテレビジョン局の設置者については、教育の公共性を保障するため、これにふさわしい者に對して認可するとともに、その認可に當っては、教育放送を承続し、教育の公共性と中立性を維持するために遺憾のないよう必要な条件を具備するよう考慮されたい。

○野原委員 その意見書の提出は、まことに同感にたえませんが、平井郵政大臣は、その意見書に對してどういふ見解を持っているかまただしていらつしやるはずで、そこまではなされていゝと思う。平井郵政大臣は、私どもの決議に對してはどういふ所見を持てゐるようになつた方はお聞き取りでございませうか、伺いたい。

○稲葉政府委員 文部委員会の御決議に對しましては、平井郵政大臣は、非常によく尊重をいたすというふうには私どもは承わつております。

○野原委員 それは、儀礼的な言葉として、さういふことを言うかも知れませんが、私も、私どもが仄聞するところでは、平井郵政大臣は、私の腹はすでにきまつてゐると、何だか妙な動きもあるように聞くと、これは与野一致の決議でありますから、この決議に對して、郵政大臣がどういふ所見を持てゐるのか

を、与野の方々の意見を聞いて、他日この委員会にすみやかに出席をしてもらつて、たゞしたいと思ひます。どうか文部省としては、その決議の趣旨を体して、ゆるめなないで、強硬に當つていただくように要望して終ります。

○長谷川委員長 次に、社会教育法の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。高村坂彦君。

○稲葉政府委員 ごく簡単にたゞいまの点について見解を申し上げたい。憲法八十九條と社会教育法十三條との關係につきましても、社会教育法十三條の方が憲法八十九條の規定よりも嚴格に国の公金を教育団体に与へてはならない、この規定に於てありますので、社会教育法の一部を改正して、今度のような例外規定を設けましても、憲法八十九條に許された範圍を逸脱して、國家の助成を憲法八十九條の禁ずる団体に付与するということにはならないと思つております。

○高村委員 社会教育法の一部を改正する法律案につきましても、若干当局の所見を伺いたいと存じます。

○福田政府委員 たゞいま政務次官からお答へになりましたことにつきまして、若干補足してもう少し申し上げたいと思ひます。

この法律改正の内容は、社会教育關係団体のうちで、運動競技に關する全國的、國際的な事業を行うことを主たる目的とする団体に対しては、當分の間、國はその事業施行に必要な経費について助成ができる道を開きたい、こういうこととございませうが、これについては、若干法律解釈の上におきまして疑問を持てゐる人がございませうので、この際明らかにしておきたいと存じます。

憲法八十九條の規定は、御存じのやうに、公金その他の公けの財産は、公けの支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に對し、これを支出し、またはその利用に供してはならない、こういう規定になつておりますが、この規定の趣旨は、公けの支配に属しない私的な教育事業につきましても、公金を出してはならないということ、すなわち、言いかえましても、公けの支配に属しない私的な教育事業につきましても、この事業そのものの自主性を尊重するということと、一面、また公金の乱用を防止するといふやうな趣旨であるから、私どもは解釈いたしてあります。従つて、この憲法八十九條の教育の事業といふものには一体どういふ範圍のものが考えられるかといふことを一応解釈いたしますと、これは從來の法制意見による解釈でもありますが、憲法八十九條によりましますところの教育

の事業といふものについては、昭和二十四年に法制意見が出ておりますが、この教育の事業といふ解釈につきましても、その精神的または肉体的育成を目ざして人を教へ導くことを目的とする事業であつて、教育する者と教育される者との存在を前提とする、こういうやうな解釈がございませう。すなわち、言いかえましても、教育される者については、その精神的または肉体的育成をはかるべき目標——教育する者が教育される者を導いて、計画的に目標の達成をはかる事業でなければ、教育の事業とは言えないといふのでございませう。従つて、今申し上げましたやうに、教育される者と教育する者があるに、その間に一定の教育的な計画性を持ち、またその教育される者について教育の目標といふものを持つておつて実施される、これが憲法のいふゆる教育の事業である、こういうやうに通過は解しております。これは公定的な法制意見となつております。

もう少し申し上げますと、憲法におきまして、この教育の事業と申しますのは、学校またはこれに類した施設によつて、特定の範圍の受講者に対して、継続的、積極的に行う教育をさす、従つて教育基本法でいいますところの教育、あるいは社会教育法でいいますところの社会教育の概念よりも狭い、従つて、たとへば一般大衆に対する知識の宣伝啓蒙、あるいは産業技術の普及のために行いますところの講演とか、あるいは放送、出版等は、いわゆる憲法の教育の事業の中には含まれない、こういうやうな解釈をとつております。こういう解釈からいたしまして、社会教育の分野におきましても、社会

教育施設でありますところの図書館、あるいは博物館といったやうなものを経営も教育事業とはいひ得ない、従つてまた運動競技の普及や体育大会の開催等も、憲法の教育事業には該當しないといふのが通説でもございませう。

そこで社会教育法の第二条をあらうにたゞきますと、社会教育法の第二条には「社会教育」とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に對して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいふ。こういうやうになつております。ところでそれを受けまして、第十条には、社会教育關係団体の定義がなされております。これを見ますと、「法人である」と否とを問はず、公の支配に属しない団体で社会教育に關する事業を行うことを主たる目的とするものをいふ。こういうやうに社会教育關係団体を定義されております。

従つて、この二條と十條との關係におきまして、単に社会教育分野におきましての教育者、被教育者という關係の成立するものもあつたのであります。が、それ以外に、社会教育団体として考へられますものは、さういつた純粹な教育者、被教育者の關係が成立する社会教育といふものの以外に、たとえば文化、芸術、あるいは体育、レクリエーションといったやうな面の社会教育団体といふものも広く存在するわけでありませう。これに對して第十三條におきましては「国及び地方公共団体は、社会教育關係団体に對し、補助金を与へてはならない。」といふやうな禁止規定があるものであります。従つて、先ほど政務次官から申されましたやうに、こ

の事業といふものについては、昭和二十四年に法制意見が出ておりますが、この教育の事業といふ解釈につきましても、その精神的または肉体的育成を目ざして人を教へ導くことを目的とする事業であつて、教育する者と教育される者との存在を前提とする、こういうやうな解釈がございませう。すなわち、言いかえましても、教育される者については、その精神的または肉体的育成をはかるべき目標——教育する者が教育される者を導いて、計画的に目標の達成をはかる事業でなければ、教育の事業とは言えないといふのでございませう。従つて、今申し上げましたやうに、教育される者と教育する者があるに、その間に一定の教育的な計画性を持ち、またその教育される者について教育の目標といふものを持つておつて実施される、これが憲法のいふゆる教育の事業である、こういうやうに通過は解しております。これは公定的な法制意見となつております。

もう少し申し上げますと、憲法におきまして、この教育の事業と申しますのは、学校またはこれに類した施設によつて、特定の範圍の受講者に対して、継続的、積極的に行う教育をさす、従つて教育基本法でいいますところの教育、あるいは社会教育法でいいますところの社会教育の概念よりも狭い、従つて、たとへば一般大衆に対する知識の宣伝啓蒙、あるいは産業技術の普及のために行いますところの講演とか、あるいは放送、出版等は、いわゆる憲法の教育の事業の中には含まれない、こういうやうな解釈をとつております。こういう解釈からいたしまして、社会教育の分野におきましても、社会

教育施設でありますところの図書館、あるいは博物館といったやうなものを経営も教育事業とはいひ得ない、従つてまた運動競技の普及や体育大会の開催等も、憲法の教育事業には該當しないといふのが通説でもございませう。

の十三条の禁止規定は、憲法の教育の事業というものよりも、はるかに広い意味において規律されておりますので、これに対する特例を設けて、当分の間、運動競技に関する全国的及び国際的事業を主たる目的とする社会教育関係団体に補助金を出しまして、憲法の禁止するところではない、こういうように解釈いたしておるのであります。

○高村委員 私、将来憲法が改正されるという機会がかりにくるとすれば、憲法の第八十九条というものは改正するべきものだと思う。何ゆえに公けの支配に属しない教育というものに対して国家が助成していかぬかということについて、合理的な理由を発見するに苦しむわけでありませう。これは意見であります。八十九條の範圍と社会教育法の第十三條の範圍とは非常に遼う。第十三條は非常に広いのだということになれば、むしろ私のような考えからすれば、憲法すら機会があれば改正していただきたい、こう思うのですから、社会教育法の第十三條を削除していただくと、憲法の精神にもとらぬ範圍におきます。広く助成ができるわけでありませう。それをあえてされないで、特に社会教育團體の中で運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とする団体、こういうふうに限定されたゆえんを一つ聞かせていただきたい。

○稲葉政府委員 高村委員の御質問の御趣旨については、そのように考えますが、私どもとしては、社会教育法全般について検討を慎重に加えた上、全面的な改正をしたいという意向もありませんので、その際に、今の御

質問の御趣旨を体しまして、十分盛り込めるような改正に持っていきたい、今日はまず暫定的にその程度にとどめたいという次第であります。

○高村委員 時間もございませんから、これだけで終わりますが、今度の改正の文言にございませう「社会教育関係団体で運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とする」団体という表現でございませうが、具体的に、現在これに該当する団体は何と何があるか、予想されておられると思ひますので、明らかにしていただきたいと思ひます。

○福田政府委員 この法律の規定によりますところの全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とする団体でございませうが、これにつきましては、こういう考えでおります。全国的な事業と申しますのは、もちろん一地方や、あるいは一ブロックにおきます事業でなしに、その事業の規模なり、あるいはその事業の性格というものが全国的な事業でなければならぬということ、もう一つ、それにプラス国際的な事業でございませうので、この国際的な事業と申しますのは、大体それぞれの種目について国際競技連盟が認められております公認の団体が幾つかございませう。そういったそれぞれの種目におきまして、そういう団体の加入している団体で、そういう団体は、その種目については、日本を代表し、またその種目については、日本から選手を派遣するとか、あるいはまたそれとの関連におきまして、わが国におきまして国際的な競技を主催するとか、そういう事業を行なっておる団体であります。そういった性格も規模も二国

以上の国際的な運動競技の事業をやるものを国際的な団体というふうな定義を一応下しております。従つて、これにつきまして該当するものを考えますと、ただいまのところでは、財団法人では四つばかり、たとえば、日本体育協会はさしあたりの問題でございませうが、そのほかに全日本スキー連盟、それから日本馬術連盟、財団法人日本ラグビー・フットボール協会といったような、財団法人あるいは社団法人の組織になっておりますものはその四つでございませう。そのほかに、たとえば日本漕艇協会とか、日本庭球協会とか、日本水泳連盟とか、日本ホッケー協会といったような、それぞれの国際競技連盟に加盟いたしておりますところの国際的な団体は、約二十ぐらゐに上るわけでございます。

○長谷川委員長 他に御質疑ありませんか。——なければ本日はこの程度とし、次回は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。
午後零時二十四分散会